### 平成30年4月適用の制度改 H 機型改定にしいて

 $\vdash$ 平成30年度か 5 の制度改正に といり

U N

平成30年度障害福祉サ П, ス等報酬改定に ところ ש N ဖ

Ħ

(平成30年10月 愛媛県·松山市 集団指導資料)

\_

ψ

### の他の障害福祉せ 等報酬改定 縱

### 福祉専門職員の対象職種の見直し

精神障がい者へのより高度で専門的な支援を行うため、 加算の有資格者の対象職種に「公認心理師」を追加 以下の

(施設入所支援、共同生活援助、福祉型障害児入所施設) 強度行動障害支援者養成研修受講者による支援計画に 基づく支援を行う加算の経過措置の延長

平成27年報酬改定において、強度行動障害支援者養成研修受講者の配置要件のかわりに研修受講計画の作成で足りるものとする加算の経過措置について、研修受講状況を踏まえ、経過措

置期限を平成30年3月31日から平成31年3月31日に延長する。

₹サービス】 施設入所支援・・・重度障害者支援加算(Ⅱ) 共同生活援助・・・重度障害者支援加算 福祉型障害児入所施設・・・強度行動障害児特別支援加算

- 【対象となる加算】 ① 福祉専門職員等連携加算(居宅介護) ② 福祉専門職員配置等加算(I)(I) ② 福祉専門職員配置等加算(I)(I) (日中海峡、入所条サーバス)
- 支援事業所の ②について、就労移行支援のみ、作業療法土を配置する就労移行 5援事業所の一般就労への移行実績や職場定着実績が高いことから 「作業療法士」も追加

【対象サ

 $\Theta \Theta \Theta$ 

## (重度障害者等包括支援)要件の見直し

### 【見直し内容】 〇 基本報酬 〇 サービス

- 基本報酬・加算の見直し サービス提供責任者の要件の緩和 重度障害者等包括支援サービス利用計画の作成に係る見直し
- 詳細は、平成30年3月30日付け厚生労働省事務縣各「平成30年4月以降の重度障害者等23括対援の項対別、パころいて」を参照。

## 福祉・介護職員処遇改善加算の見直し

0 福祉・介護職員処遇改善加算(IV)(V)は、要件の一部を満たさない事業者に対し、減算された単位数での加算の取得を認める区分であることや、当該区分の取得率や報酬体系の簡素化の観点を踏まえ、一定の経過措置期間を設けたうえで廃止する。

別に厚生労動大臣が定める日までの間

消費税引上げのタイミングで、

さらに上位の区分の創設を検討中

とから、 重度障害者等包括支援のサービス提供者数が全国的に少ないこから、要件の緩和及び報酬・加算の見直しを行う。

### 公立減算の取扱い

Ж

1), 3)(‡,

平成27年報酬的定前に従来の加算を算定していた場合のみ絡動措置

0 施設等の設置者である自治体から補助金や指定管理料等の公費が別途投入されていること等に鑑み、引き続き維持する。

## AEDの設置や、救命講習等の受講勧奨

0 サービス提供により事故発生した場合の対応として、自動体外式除細動器(AED)の設置や、救命講習等の受講が望ましい旨を、指定基準の解釈通知に追加。

# 重要事項説明書へ第三者評価の実施状況の記載義務化

0 て、「実施の有無」、「実施した直近の年月日」、「実施した 評価機関の名称」、「評価結果の開示状況」を重要事項説明書 に記載し、説明するものとし、指定基準の解釈通知に追加。 利用者の適切なサービス選択に資することから、の向上のため任意に受審する福祉サービス第三者記 ビス第三者評価にしい サービスの質

3